

早稲田大学大学院政治学研究科
博士学位申請論文審査報告

博士学位申請者 鶴園裕基

論文題目 戦後東アジアの地域秩序再編と日本華僑
一日台間人の移動管理体制の形成（1945-1952）—

論文書式 A4 横書き。目次 2 頁、本文・脚注 156 頁、参考文献リスト 13 頁
日本文（本文文字数 161, 213 字）

提出前発表会 2019 年 10 月 28 日

論文受理決定日 2019 年 12 月 11 日

最終口頭試問実施日 2020 年 1 月 25 日 於早稲田キャンパス 3 号館 809 号室

審査委員

主査	若林正文	早稲田大学大学院政治学術院教授（台湾研究）
副査	田中孝彦	早稲田大学大学院政治学術院教授（国際政治史）
副査	川島 真	東京大学大学院総合文化研究科教授（中国外交史）
副査	陳 来幸	兵庫県立大学国際商経学部教授（華僑・華人論）

I. 論文の構成

本論文は、以下の目次が示すように、序章、本論第一章から第五章、そして終章の全7章から成っている。注は脚注として示され、参考文献リストは文末に付されている。

序章 近代パスポートレジームのなかの日本華僑

- 第1節 問題意識
- 第2節 分析視角と分析の方法
- 第3節 本論の構成

第一章 送還、登録、法的地位

——占領期在日中国・台湾人に対する移動管理の始動（1945-1947）

はじめに

- 第1節 戦後初期における在日中国・台湾人の身元把握と送還
- 第2節 在日中国・台湾人の華僑登録と法的地位問題
- 小結

第二章 創り出される境界

——戦後台湾における省外人民の越境違法化（1945-1948）

はじめに

- 第1節 在外台湾人の引揚げとその管理
- 第2節 两岸の往来管理と密貿易の取締
- 第3節 違法化する省外人民の入境-「内戦モード」下の移動管理
- 小結

第三章 外国人登録と日本華僑

——占領期における華僑管理政策の展開（1947-1951）

はじめに

- 第1節 1947年の外国人登録と日本華僑の反応
- 第2節 占領期日本華僑社会の統合と左右二極化
- 第3節 「事実上の講和」路線による外国人管理政策の転換と日本華僑
- 小結

第四章 封鎖される島

——中央政府撤退前後の台湾における入境管制の形成（1949-1951）

はじめに

- 第1節 入境管制の導入と台湾内外への影響
- 第2節 港澳難民救済問題をめぐる入境管制の調整

第3節 入境管制の日本華僑への影響

小結

第五章 日華平和条約と日本華僑

——「五二年体制」に至る人の移動管理の確立（1951-1952）

はじめに

第1節 出入国管理令に対する日本華僑の反応

第2節 出入国管理令をめぐる国会審議

第3節 日華条約交渉と条約批准審議における国籍条項

小結

終章 「日台間人の移動管理体制」と冷戦期の日本華僑社会

第1節 結論

第2節 本論文の意義と今後の研究展望

参考文献

II. 論文の概要

戦後初期日本社会に新たに出現した「日本華僑」（以下、「J」をはずす）は、戦前にパスポート無しに日本に渡航し戦後も滞在を続ける中国人および日本の植民地下にあったが故にこれもパスポート無しに戦前より渡航し在留する漢人系台湾人（以下、台湾人）とからなる人々であった。本論文は、既存研究では、華僑／華人が東アジアの近現代において時にナショナルなまた時にトランスナショナルな存在と捉えられつつも、その存在のあり方と近代主権国家システムが作り出す国境との関係が十分に議論されてこなかったのではないかとの問題関心から出発し、日本の敗戦直後からサンフランシスコ講和条約締結・発効／日華平和条約締結、日本再独立までの連合軍占領期（1945-52年）において、日本華僑が、日本と台湾（中華民国）の双方で次第に構築されていく国際的移動管理の制度の形成と変容の中でどのような制約を受ける存在になっていったかのプロセスを、日本、台湾そして米国の檔案史料を含む一次史料の広汎な補強を踏まえて、制度史と外交史との複合的アプローチにより、歴史実証的に明らかにした論文である。

序章と終章を除く第一章から第五章までの各章は、「日台間人の移動管理体制」の形成に至る、日台それぞれでの制度の形成と変容を観察するために、時系列的に日本と台湾での制度形成とその日本華僑の移動への影響を交互に検討し（第一から四章）、第五章でその制度形成・変容の段階的到達点である日本の主権独立と「日華平和条約」の締結に関わる動向を検討し、その上で終章

においてそれが「近代パスポートレジーム」に接続する形で成立したところの「日台人の移動管理体制」の内実を分析するという構成をとっている。

使用する史料の面で見ると、本論文は、第一、三、五章においては、日本、台湾、米国の関連の檔案史料を対照・検討するマルチ・アーカイブの手法が駆使されており、第二、四章においては中華民国・台湾の各種檔案史料の補強により関連する制度の形成と変容の歴史的過程を浮き彫りにすることを試みている。

先行研究の検討についてみると、本論文全体にかかわる研究動向は序章において行われているが、第一から第五章は、それぞれが扱う実証的課題が異なっているため、それぞれの課題の関わる具体的な先行研究の検討は各章の冒頭において行われ、それとともに、その実証のために使用される一次史料の提示がなされている。

以下、各章の概要を示す。

序章において、著者はまず、戦後東アジアにおいては日本華僑が例外的に国際移動を制約されてきた歴史的事実と、日本の再独立後においては日本と他国との人の往来においては原則的にはパスポートに基づいて管理される「近代パスポートレジーム」が常態になっている事実を確認した上で、なぜ戦前から日本に滞在・居住している日本華僑が例外的な「国際移動の制約」（終章の要約部分参照）に直面せざるを得なくなったのか、またそれは、脱植民地化、中国の内戦、東アジアの東西冷戦の波及、朝鮮戦争の勃発などに影響された戦後東アジアにおける地域秩序の再編過程とどのようにかかわっていたのか、という問いを提示する。次いでこれに関連する先行研究を検討し、日本華僑研究においても、日本の出入国管理制度史に関する研究においても、さらには台湾現代史研究においても、日本華僑の「国際移動の制約」を作り出していた構造が十分に見据えられていない点を指摘し、この点を日本華僑が同時期日本社会において直面していた政治社会状況と関連付けながら明らかにしていくことを課題として設定する。

著者は序章においてさらに、人の移動をめぐる東アジア近代史の概観を通じて、戦前の日本・中国間でパスポート無しでの渡航が行われた状況を「不平等条約レジーム」ととらえた上で、欧米において第一次世界大戦後に普遍化した近代パスポートレジームに関するジョン・トーピーおよびマーク・ソルターの理論的議論を整理・援用して「人の移動管理」という分析視角を導入している。ここで言う「人の移動管理」とは、近代パスポートレジームの確立に至る過程に展開される「合法的な人の移動の独占化」を達成しようとする国家の諸実践を指し、相互補完的な「身元把握」、「違法化」、「遠隔操作」、「相互承認」の四つの構成要素からなるものとされている。「身元把握」とは、国家がある領域内における特定属性の個人の身元を直接的・網羅的に捕捉し、他の集団から識別可能とすることである。これは、特定属性の集団全体に対して身分登録を実施し、統一された様式の身分証を発給することを通じて達成され

る。「違法化」とは、ある領域の外部からの流動人口に対する取締りを可能とすることである。これを達成するためには、外部からの人の移動を規制する法令を定め、かつその規則にしたがって違法とされた外部者を発見し、域外に強制送還する行政能力を国家が持つ必要がある。「遠隔操作」とは、ある領域の外部からその内部への入境を希望する者に対して事前の許可を義務づけることである。これを達成するためには、国家は移入希望者の出発に先だって、その可否を判定できる行政機構を備えていなくてはならない。最後に「相互承認」とは、一国国内の法制に基づいて実施される、移動ないし移動しようとする個人に対する管理を、二国間で相互に承認することである。これが為される前提として、両国間の戦争状態が解決され、平和的な関係が築かれている必要がある。

第一章では、戦後の占領統治の初期、連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP、以下 SCAP）、中華民国駐日代表団（以下、駐日代表団）、そして主権を制限された日本政府の相互関係の中で実施された、在日中国人および台湾人を対象とした本国への送還政策、当局による身分の把握と登録、および在留上の法的地位の確定、の3つをこの時期に実施された「人の移動管理」と捉え、その展開過程を明らかにしている。ここでの論述では、日本華僑研究、占領研究、台湾現代史研究の既存成果を踏まえた上で、一次史料としては、SCAP 文書、日本政府とく終戦連絡中央事務局、および中華民国外交部の文書が使用されている。これらの文書には史料集として整理・公刊済みの史料と未公刊の檔案史料がそれぞれ含まれている。著者がこの章で明らかにしたプロセスを要約すると以下の通りである。

戦後初期の海外日本人の引揚と裏腹の形で実施された送還政策においては、在日中国人と旧植民地出身者とを隔てることとなった「連合国民」か「解放国民」かという占領政策上の身分の違いは、在日中国・台湾人に関する限り、後者より先に前者に送還の機会を与えることを意味するに過ぎなかった。SCAP および日本政府にとってより重要であったのは、対象者が治安を脅かす存在であるか否かという点であった。終戦から 1946 年 1 月までの間、日本政府および SCAP は、強制連行中国人や台湾人少年工など治安維持上の障害と見なした集団のほとんどを最優先で本国へと送還した。反面、日本における生活の道を確保できた一般中国人や台湾人は、当面日本に残る選択をしていた。集団送還が終了した後は、同年 7 月に発生した渋谷事件（ヤミ市取締をめぐる日本警察と在日台湾人グループの衝突事件）を契機とする在日台湾人の法的地位をめぐる外交交渉の過程を通じて、「合法的な生計を維持し得ない」中国人・台湾人を送還することが米中の間での合意事項となった。

他方で身元把握と登録の観点から見ると、1945 年から 1947 年は統治体制の移行に伴う混乱期にあったと言える。戦後直後において日本政府は特高警察の

監視機構を通じて外国人・旧植民地出身者を把握しており、SCAPはこの情報を元に送還政策を実施していた。しかし占領下の民主化政策の一環として特高警察が解体され、かたや集団送還が終了してみると、日本政府やSCAPは日本に残った在日中国・台湾人を把握することが次第に困難になっていた。その一方で、戦前から存在した華僑联合会や、戦後新たに設立された台湾同郷会などの在日中国人・台湾人団体は、互助の一環として同郷者の身元把握を進めていた。他方で中華民国政府は台湾人を国民と認定する措置をとるとともに海外華人を国民として認定する制度を整えつつあったが、戦後日本の現場において誰が国民であり、誰が国民でないかを識別する手段を持っていなかった。それゆえ日本における在外国民認定の実務を担った駐日代表団は、公的な身分証である華僑臨時登記証の発給手続きを、在日中国人・台湾人団体を統合する形で結成が進んでいた華僑団体の掌握力に頼りこれを通じて実施せざるを得なかった。これによって中国政府と駐日代表団は、在日中国・台湾人の身元を網羅的に把握することがようやく可能になったのであった。

上述した二つの過程に密接に関わっていたのが、在日台湾人の法的地位の変動であった。占領初期においては、在日中国人を連合国民とし、日本の刑事管轄から除外する一方、在日台湾人は日本の刑事管轄下に置かれていた。この体制は、中華民国政府が駐日代表団を通じて在日台湾人が中国人の身分を持つべきことを主張し、SCAPがこれを非公式に受け入れたことで崩れ、その結果として日本警察は詐称を含む「中国人」を取り締まることが出来なくなった。前記澁谷事件の発生はこの問題の解決を当事者に迫ることになり、SCAPは駐日代表団や日本政府との折衝を経て「合法的な生計を維持し得ない」中国人・台湾人の送還を前提として、前記華僑臨時登記証の正当な所持者を「中国国民、従って連合国民として推定」する覚書を日本政府に対して発した。これによって華僑臨時登記証の保持者は日本における合法的な居住者と見なされ、「華僑」であることが法的な事実となった。その反面、これを所持しない者は密入国者と推定され、強制送還の対象となった。しかしながら、ここで確定した在日台湾人の法的地位はあくまでも刑事管轄上の待遇のみであり、在日台湾人の正式な帰属は講和条約による「台湾の主権の正式な委譲」まで留保されたのであった。

以上の検討から、この時期においては華僑となった人々と華僑とはならなかった人々との間の法的な境界線は、駐日代表団が発行した華僑臨時登記証を保持しているか否かによって引かれたわけであるが、その境界線を創出し維持していたのは、SCAP、駐日代表団、日本政府の合意に基づいた「人の移動管理」の実践であったのだ、と著者は指摘している。

第二章は、目を戦後中華民国編入直後の台湾に転じて、戦後初期台湾における「人の移動管理」の形成過程、すなわち戦後台湾における出入境管理はどの

ように形成されたのか、また、その形成過程において境界を跨いで移動する人々はどのような身分が与えられ、その移動はどのように形成されたのかを検討している。この章での論述では、戦後接収や密輸問題に関する台湾現代史研究の成果を踏まえつつ、『台湾省行政長官公署公報』掲載の公文書、国史館台湾文官台湾省政府檔案などの未公刊史料が用いられている。以下、本章で明らかにされている戦後初期台湾での出入境管理体制の形成過程を要約する。

初期の出入境管理規則は台湾省省内法規と中華民国中央法規の両方に規定されていた。これを執行する機関である港灣警察、海関、検疫所等の出入境を管理する機関は、1945年11月から翌年4月にかけて設立された。これらの機関にとっての当時の喫緊の課題は密貿易の取締であったが、取締の対象となる物品に関する見解の相違に加え、貨物検査を担当する海関と治安検査を担当する警察・憲兵が権限をめぐる対立していたため、取締の効率は低かった。この問題を解決するため、省署は1946年7月より連合検査機構を設立し、連携を模索したが、権限をめぐる対立は解消することなく、最終的には1948年12月をもって合同機構は名目上解体された。しかしながら、貨物検査と治安検査は実務の上では不可分であったため、それぞれが別個の法規に基づく合同検査体制を形成することとなった。

一方、当時、境界を跨いで台湾へ入境する人々と言え、大別すれば外国・中国大陸から帰還する台湾人および大陸からの旅客の二種類であった。前者については、送還の初期においては明確な身分は確定しておらず、彼らの移動を管理する規則もまた最低限であった。しかし1946年7月以降からは海外において華僑臨時登録が始まり、これに登記されることによって在外国の台湾人は華僑と見なされ、その移動においても華僑身分に基づく管理が適用されるようになった。他方で大陸からの旅客は、1947年まで密貿易を行わない限り自由に台湾を往来できた。しかし、中国大陸での国共内戦が本格化して以降、1948年1月には「臺灣省出入境旅客登記暫行辦法」が制定され、台湾への渡航には身分証が必要となり、定められた手続きに違反する場合、入境拒否あるいは処罰が規定された。著者によれば、これが省外人民が台湾への越境の「違法化」の第一歩であった。

こうした形での「違法化」は、中華民国・国民党政権側にとっての内戦の情勢悪化とともに急速に強化された。台湾に入境を希望する国民は所持する身分証明書の種類によって、軍人・公務員とその家族、華僑、および一般旅客の三つの身分に振り分けられ、それぞれ異なる入境条件が設定された。このなかで最も優遇された軍人・公務員とその家族であり、最も冷遇されたのが一般旅客で、かれらは国民身分証を検査官に提示できない限り、出発地へと強制送還された。このような人の移動の管理強化は、台湾を大陸における国共内戦の影響から切り離して、「犯罪者の混入しない」安全地帯として確保する意図の下に行われたものと著者は観測している。

第三章は再び日本に視線を戻し、占領期に日本政府が試みた「外国人登録」の試みが、中国内戦の展開や冷戦情勢を反映した対日占領政策の変化の中で、日本華僑の身分把握にどのような効力を持ち得たのか、また台湾二・二八事件（1947.2）後の日本華僑の左傾化とこれへの日本側からの取締の強化や中華民国駐日代表団の対応の様態について論じている。本章では、日本政府側については法務省図書館、外交史料館、国会図書館所蔵の日本政府未公刊文書やSCAP文書、中華民国側については国史館所蔵外交部档案、国家答案管理局所蔵国家档案が、日本華僑の動向については国際新聞、中国留日学生報、国会図書館所蔵プランゲ文庫所蔵の関係記事などが用いられている。著者の本章における検討を要約すれば次の通りである。

1947年5月に日本政府が公布した外国人登録令は、条文上の規定においては日本華僑を含む、日本に合法的に居住するほぼ全ての外国人が所持すべきものとされ、かつそれを持たない者を非合法滞在者として識別し、強制退去せしめることを意図していた。しかし、その実施主体とされた自治体には外国人管理に関する行政的な経験もなく、登録を懈怠する者を取り締まる権限や能力を持たなかった。なおかつ登録の対象となった者にとって登録のメリットがなかったために、「登録者が自主的に出頭して手続を行う」という登録手続上の建前は守られることはなかった。現実には、外国人団体などの掌握力に依存しこれら団体を通じた一括登録という形でしか登録を完了させることはできなかったのである。

このように1947年に行われた外国人登録が不徹底に終わったのは、日本華僑に関して言えば、かれらが既に駐日代表団が発行した華僑臨時登記証によって連合国民としての地位を保証されていたことが最大の要因であった。かれらは日本の刑事管轄を受けず、かつ華僑臨時登記証によって日本での居住の合法性が保証されている以上、外国人登録に応じる積極的な理由が存在しなかったのである。その一方、外国人登録令が公布された時点で華僑臨時登記証を取得していなかった在日中国人・台湾人については、外国人登録令違反を根拠に最終的にはSCAPにより強制退去されるおそれがあった。そのため華僑団体は外国人登録令に反発して日本政府に「一括登録」を要求して登録完了を引き延ばす一方、未登録の同胞を華僑臨時登記に登録させることを通じて、かれらの居住を後付け的に合法化したのである。このように1947年の時点では、外国人登録証は日本における華人系住民が合法的滞在者であるか、非合法滞在者かを識別する文書としては二次的な意味しか持たなかった。

他方、占領体制の枠組においては出入国は連合国最高指令官の許可を得なければならないとされていたから、日本華僑の国際移動については、それが退去強制であれあるいは本人の自主的な出国であれ、SCAPの承認を必要とした。逆に言えば日本華僑は駐日代表団からの帰国証明書とSCAPからの出国の許可

さえあれば、往来する商船を利用して共産党政権下の中国に渡航することも可能だった。ただ実際にはこの時中国大陸に渡ることが出来たのは、北京政府から招請を受けていた留学生など、少数の左派華僑に限られていた。

前記の如く、日本政府発行の外国人登録証は華僑臨時登記証に比べてその法的効力は著しく劣るものであったが、東アジアにおける冷戦状況の深化とともに占領政策が対日単独講和の路線に転換されたことで、外国人登録の位置づけも変化していくことになる。1949年6月にSCAPは出入国管理機関の設立を指示し、入管に関する日常業務を日本政府に移管するとともに、SCAPの指示のもと、日本政府は8月より1947年の失敗を踏まえた外国人登録令の改定準備に入った。これを踏まえた改定外国人登録令は1949年12月に公布され、翌年1月に施行されている。しかしこの時点では外国人登録令の罰則は強化されたとはいえ、連合国民は引き続き日本の刑事管轄権から除外されていたため、日本華僑に対する影響は限定的であった。

ところが、1950年6月に朝鮮戦争が勃発するとこの状況は一変し、共産主義勢力の浸透に対する脅威認識の高まりを背景として、SCAPは日本に入境する外国人に対する日本政府の取締り能力を向上させる必要に迫られ、従来同法務局が想定していた警察を排除した形の統一的出入国管理機関ではなく、民事局が提案した警察の外国人に対する取締り権限を強化した形での統一的出入国管理機関が成立することになった。その上でSCAPは同年10月18日に「民事及び刑事裁判権の行使に関する覚書」を発し、日本政府に連合国民をも取り締まる権限を認めるに至った。これによって、台湾から伝えられる大陸からの來台官吏の腐敗やそれが引き起こす混乱、そして前記二・二八事件における国民党政権の過酷な弾圧に反発して左傾化していた日本華僑は、日本政府より中共スパイとの関連、及び密貿易を疑われ、中共系刊行物、麻薬、不法入手のドル貨などの所持や密輸への関与を口実とした摘発の対象となったのである。

このことは日本華僑に対して、外国人登録証こそが自らの合法的な居住を証明する文書であることを知らしめる効果を持った。すなわち、従来その役割を担っていた中華民国駐日代表団発行の華僑臨時登記証は、華僑への食糧などの特別配給や日本の刑事管轄権の除外等の特権等の特典がなくなり、その法的な効力が著しく低下していたのである。だが、中華民国政府の側も日本華僑の左傾化に懸念を深めており、駐日代表団を改組して対策をとらせた。改組された代表団は、日本華僑団体の内部規定や人事に直接介入するようになり、結果華僑団体の左右分裂を来してしまった。こうした情勢の中で駐日代表団は、同じく左傾化華僑に対する統制の強化を意図して華僑臨時登記証の正規の登録証への書き換えを実施したが、これに応じて実際に切り替えた者が少数に留まった。占領期日本における中華民国在外機関の発行する証明文書は、日本の反共体制強化と占領の終了とを見据えた占領当局の方針転換の下では、日本におけ

るいかなる法的地位も日本華僑に保証するものでは無くなってしまったのであった。

第四章では再度台湾に、今度は内戦の敗北により中華民国中央政府が台湾に撤退する前後の台湾に目を向け、この時期に実施された、いわば台湾島をほとんど「封鎖する」が如き入境管制の実施過程と、それが在外国民、とりわけ日本華僑に与えた影響を検討している。ここでは、台湾省政府公報、外交部文書、駐日代表団神阪僑務分処等の文書を中心的な史料として用いている。以下、本章において著者が明らかにしている台湾「封鎖的」入境管制の形成過程を要約する。

1949年3月の「台湾省准許入境軍公人員及び旅客暫行辦法」（台湾省において軍人公務員及び旅客の入境を許可するに際しての暫時的弁法）施行によって始まった入境管制の再強化は、台湾省と中央民意代表の間に摩擦を生じながらも、台湾における5月の戒嚴令発令以降本格的な実施に移された。この入境管制は、台湾省内における厳格な戸口検査とそれを通じた「散兵游民」（逃亡兵および定職を持たない浮浪者、ヤクザ者）の取締りと同時並行で行われており、東南軍政長官公署の成立以降は取締りが一層強化されていった。それとともに、上記弁法の規定上は比較的制限の緩い手続で入境できたはずの「国外來台者」もまた事前の入境許可を得なければ台湾に渡航できなくなっていった。このように、台湾は1949年を通じて、特別に許可された撤退人員以外の者に対してほぼ完全に封鎖されることになったのである。

ところが入境管制の「国外來台者」に対する適用は、中国大陸から香港・マカオ等に流入した国府支持の難民にも一律に適用されたため、かれらの滞留を引き起こすことになった。かれらは台湾渡航を強く求め、政府も自らの正統性を維持する必要からこれを考慮せざるを得ない状況にたたされた。このような状況のなか、1950年末より国民党中央改造委員会において入境管制の緩和が提起され、立法院においても難民救済を目的として入境制限の緩和を求める動きが生じていた。とくに立法院においては、省級の法規にすぎない上記「弁法」の法的正当性が問題視され、立法手続きを行政院に求めるか否かが審議されたものの、最終的には同「弁法」の法律化案は廃案とされている。以上の経緯を踏まえ、行政院はさらに1951年6月に修正弁法を公布した。新弁法では、従来の規定では身分の確認を入境の条件としていたものが、実質的には入境希望者に「資格」を要求する規定へと変質していた。華僑に関して言えば、公務を帯びた者、投資を目的とする者、就学を目的とする者のみを帰国許可の対象とするものであった。著者は、この新しい弁法が意図するところは、台湾の中華民国にとって有用な人材に限っての受け入れ拡大であり、これに該当しない者は台湾の境外に排除することであったと意義づけている。

以上のような入境管制の変遷は、僑居地にも大きな影響を与えた。日本においては、8月後半から台湾行き船舶に乗船を拒否される人々が増え始め、それにもなって台湾へ渡航するために必要な手続きが極端に煩雑化した。また、台湾島に入境するにあたっては、駐日代表団の証明書と台湾における親族の保証が必要であり、省政府の許可を経なければ台湾に渡る許可を得ることができなくなった。

このことは、結果として日本において生活困難に陥った貧窮華僑の滞留を引き起こすことになった。かれらの問題は駐日代表団と外交部によって省政府に対して提起されたものの、省政府は貧窮者の受け入れによって経済的負担が増大することを懸念し、受け入れを拒否していた。このように、入境管制によって日本華僑は事実上台湾への帰国を禁止されるに至ったのである。しかし、他方で占領軍法廷によって強制送還を言い渡された華僑については例外的にこれを受け入れていた。このように入境管制は、帰国を希望する華僑のなかから、経済的な負担となり得る者をあらかじめ排除すると同時に、国家によって必要とされる場合にはこれを選択的に受け入れる制度として機能したのである。

対日サンフランシスコ講和条約が発効した1952年4月28日、日華平和条約が調印されるとともに、1951年制定の出入国管理令が法律126号として改正公布された。第五章においては、この法律化された出入国管理令と日華平和条約とが、日本華僑の台湾出身者と大陸出身者のそれぞれの日本再独立後における処遇にどのように影響したのかを検討している。検討にあたっては、台湾（中華民国）側では、国史館および中央研究院近代史研究所所蔵の中華民国外交部史料、日本側では外交史料館所蔵の外務省史料、国会議事録のほか、神戸華僑歴史博物館で所蔵されている華僑新聞、華僑団体内部文書等が用いられている。以下、本章で明らかにされたプロセスの要約を記す。

本章において最初に検討されているのは、出入国管理令の制定とその法律化の日本華僑への影響である。1951年10月に公布された出入国管理令は講和独立後を見据えた出入国管理の一般法として制定されたものであるが、同令の規定とりわけ退去強制の条項は、当時の日本華僑の目には日本における生活の基盤を脅かすものとして映った。そのため、日本華僑は在日朝鮮人の団体とともに入管令反対運動を展開し、野党の国会議員への陳情を通じて同令の改正、あるいは少なくとも運用方針の是正を通じて再独立後における自らの法的地位の安定を確保しようとした。とりわけ日本政府が中華民国との国交樹立に動き出して以後は、台湾への送還を望まない左派の華僑は、国府が発行する国籍証明書に依らない在留資格の獲得、そして送還される場合における送還先の選択権を追求したのであった。

ついで、1952年3月から開始された出入国管理令の延長法審議における野党議員との質疑とこれに対する政府答弁が検討されている。国会審議の結果から

いえば、出入国管理令の内容が修正されることはなかったものの、野党議員は日本華僑および在日朝鮮人からの陳情を踏まえて、在日朝鮮人、在日台湾出身者の在留資格手続の免除、および在日大陸出身者の在留資格手続に際しての国籍証明書の提出免除など政府から一定程度日本華僑にとって有益な答弁を引き出すことに成功した。とはいえ、このような政府の運用面での妥協も、大枠で見れば日本政府が条約の交渉相手といかなる条約を結ぼうとしていたかに左右されていた。すなわち、日本政府は韓国を朝鮮半島全土に主権を持つ正統政府と見なして国交交渉を進めていたために、在日朝鮮人に関しては韓国以外の強制送還先を認めることはなかった。他方、日本政府が中華民国の間に結ぼうとしていたのは、適用範囲が限定され、その主権の及ぶ領土が明記されない条約であった。それゆえ、日本政府は、在日台湾出身者は台湾に送還され得るとしたものの、在日大陸出身者については台湾への送還はしないことを明言したのであった。

さらに、日華平和条約において、台湾住民に関する国籍について規定した第十条が制定、交渉、締結、そして解釈される過程を検討した。そもそも日本と中華民国が国交交渉を開始する背景には、米国の仲介者としての強い後押しがあり、日華平和条約はその米国が主導した二つの条件、すなわち「本条約によっては台湾及び澎湖諸島の帰属を確定させず」かつ「条約の適用範囲が吉田書簡の文言にある通りに限定される」という制約のもとに置かれていた。それゆえ国府側が提起した国籍条項に関しても、台湾及び澎湖諸島の住民の帰属を確定させない「みなし」規定であるという解釈以上のものにはならず、条約適用範囲条項の存在故に国府は条約中において、大陸出身の華僑に対する明示的な管轄権を得ることが叶わなかったのである。

こうした検討を踏まえて、著者は日華平和条約の締結によって規定された日本華僑の法的地位について、次のように指摘する。まず台湾出身者に関して、日本の国内法制上、かれらは対日平和条約の発効によって日本国籍を喪失したものの、最終的に中華民国の国籍を取得したものと見なされず、あくまでも「見なし」中華民国国籍の扱いとなった。かれらは1952年法律126号の規定により日本在留にあたって資格手続を取る必要がない一方、日本政府からは強制送還に際して台湾に送り還しても「実際上の問題はない」とみなされていた。他方で大陸出身者は、戦前から継続して中国籍であるとされ、そのため日本在留にあたっては資格申請を行う必要があった。しかし大陸出身であるために日華平和条約の適用、ひいては国府の管轄権の外にあるとされたことから、国籍証明書の提出が免除され、かつ送還先については台湾が原則的に除外されることになったのである。

終章では、まず第一章から第五章までの制度史的・外交史的検討を踏まえ、1952年日本の再独立と日華平和条約締結後に登場した日本華僑にとっての人の移動管理体制の性格について考察し、次の3点を指摘している。

第一に、日華平和条約の締結を通じて、台湾の中華民国政府は日本の再独立を承認し、日本の自国民（＝日本華僑）に対する管理権を、日本の自国に対する主権認識（日本はサンフランシスコ講和条約で台湾・澎湖諸島に関する主権を放棄したが、日華平和条約締結もその主権の帰属を確定するものとみなさなかつた）に対する潜在的異議を抱えつつも認めた。かくして以後の中華民国と日本の人的往来は、外国人に対してパスポートの所持と事前の査証取得を相互に義務付けることとなり、すなわち、序章に提起した「人の移動管理」第四要素「相互承認」がこの時点で成立することとなり、両国間の人の移動管理は初めて近代パスポートレジームに移行したと言えるのである。

だが、このレジームには、1952年までに積み上げられた人の移動管理の制度が影をおとし、次のような二面性を帯びることとなった。すなわち、1952年4月28日以後の時点で自らが帰属する国に居住する人々、つまりは中華民国統治下の台湾住民および日本人にとっては、他の二国間のパスポートレジームと概ね同等に機能した。その一方で、1952年4月28日以前にパスポートなしに帰属する地を離れており、現に自らが帰属しない国に居住する人々、つまり日本華僑にとっては、日台間のパスポートレジームは、上記のような国際移動を可能ならしめる一連の手続からかれらを選択的に排除するものとして機能し、通常の近代パスポートレジームにおいて当然に享受すべき「本国へ帰国する権利」および「国籍帰属を確認する権利」という国民としての権利を否定されることになった。著者によれば、これこそが、1945-52年の間の制度形成と変容とが1952年以降の近代パスポートレジームに接続されることで生じた、日本華僑の国際移動を制約するメカニズム、すなわち「日台間人の移動管理体制」である。

次に、著者はこの「日台間人の移動管理体制」の日本華僑に対する制限のあり方を明らかにするために、論理的に考えられる6つのケースについて、それぞれに中華民国政府と日本政府に事前に提示しなければならない書類を具体的にあげて論じている。これを表に整理すると次のようになる。ここから見て取れるように、1945-52年までに形成・変容した「人の移動管理」の制度がパスポートレジームに接続したことで、台湾の中華民国政府がパスポートと入境許可証の発行という形で、日本華僑の日台間の移動に関して強力な権限を手にしたのであった。

日本華僑（1952年4月28日以前より日本に在留）の出国の6つのケースとその必要書類				
	ケース	事前取得すべき書類		備考
		中華民国政府より	日本政府より	
1	出国せず日本に在留		外国人登録証	中華民国パスポート不要
2	台湾に帰国、日本に再入国しない	入境許可証	再入国許可証	「中国籍」なのでこの場合パスポート不要
3	台湾に一時帰国、日本に再入国	パスポート／入境許可証	再入国許可証	
4	第三国に出国、日本に再入国	パスポート	再入国許可証	左に加えて第三国の査証必要：渡航先は日本と国交を有しかつ中華民国を承認する国家
5	中国大陸への帰還ないし往来			1972年以前日本は中華人民共和国を承認していなかったので通常の手続の想定外。「人道上の理由」個別に判断
6	香港への渡航	<香港政庁からの>「宣誓供述書」（旅券に相当）	再入国許可証	香港は日本政府にとって「中国籍」の者が「帰国」可能な行き先と認識

第三に、著者はこのように「日台間人の移動管理体制」が日本華僑に課す制約を整理した上で、パスポートや入境許可証が与えられるのは、国民としての権利ではなく、反共政策と経済政策に役立つかどうかで判断される「資格」にすぎないものになってしまっていたと指摘し、この中華民国政府の日本華僑に対する「資格」付与の権限が、在外国民に対する「遠隔操作」の政治的な運用の強力な梃子となっており、中華民国政府はこれを利用して日本華僑に対して強力な「遠隔政治統制」ともいうべき政治的抑圧を加え続けたと指摘し、この「遠隔政治統制」による抑圧が冷戦期における日本華僑社会を政治的に分断しそれを固定化するものとなったと結論づける。

最後に、1972年の日中国交、日華断交以降、さらには1980年代から90年代にかけての台湾政治民主化以降の「日台間人の移動管理体制」の変容に言及するとともに、今後の研究課題を簡潔に展望して論を終えている。

III. 本論文の評価

以上のような概要の本論文について、審査委員会は大別して二点に関しその学術的意義を高く評価した。

第一は「日台間人の移動管理体制」の論証である。著者は、その歴史実証的検討によって、日華平和条約締結後の「相互承認」により日台間に最終的に形成された近代パスポートレジームに占領期に形成された人の移動管理体制が接続されたことの論証に成功している。著者はこのような日本華僑の移動の権利を大きく制限する例外を埋め込んだ日台間のパスポートレジームを「日台間人の移動管理体制」と呼ぶ。この体制は、1970年代初めの米中接近、日中国交・

対中華民国断交の時期まで大きな変化無く続いているから、本論文がその論証を通じて確立した知見は、事実上東アジアにおける冷戦が緩和し始めるこの時期までを見通せる視角を提供していることになる。

これに関して既存研究の状況を見るに、関連する研究領域、すなわち日本華僑研究そのもの、日本の出入国管理体制研究、台湾現代史研究、さらには日台関係史研究においては、日本華僑の国籍帰属や国境をまたぐ活動にかかわる問題の検討が、その必要は意識されながらも、多くの場合断片的に言及されるかもしくは等閑に付されることが多い状況であったが、本論文は、後述する一貫した視座に基づく歴史実証によりその空白を埋め、従来は在日韓国人・朝鮮人に関わる側面を中心に理解されてきた戦後日本の出入国管理体制に、韓国人・朝鮮人に関するものとは区別される「日台間人の移動管理体制」が存在することを論証した。本論文が提供する知見は、関連領域の今後の研究に新たな重要な基盤を付け加えるものであると言うことができる。例えば、著者が結論部分で整理している様々の立場の華僑の置かれた制度的状況（前掲の「表」参照）の理解は、今後の日本華僑研究や日台関係史研究（例えば、日本における反国民党活動取締や政治的異見者強制送還問題など）にとって必ず参照すべきものとなるであろうし、また「日台間人の移動管理体制」における日本華僑の「祖国」帰還の「違法化」と中華民国政府による「遠隔政治統制」による抑圧のあり方の指摘は、日台関係史研究のみならず台湾現代史における在外国民の現代史といった問題領域への関心を刺激していくものと考えられる。

第二に審査委員会が高く評価したのは、上記の成果を支える歴史実証の周到さである。著者は、自分に課した課題に相応する広さと厚みのある歴史実証的論述を展開し得ている。「広さ」とはまず、明らかにすべき事象に応じて多様な一次史料が広汎に補猟され生かされていることである。占領期日本の制度と日本支配離脱後の台湾の制度を扱う研究であるから、日本と台湾（中華民国）双方の政府公文書に加えて、連合軍占領当局の文書をも検討しなければならない。著者はすでに公刊された資料集の他、日本（東京、神戸）、台湾（台北）、アメリカ（メリーランド）の公文書館を訪れ未公刊の檔案史料を博搜している。次いで、その手法ないし目配りである。戦後日本と台湾（中華民国）の双方の出入境管理に関する制度形成と変容を扱うのであるから、制度史の観点から先行研究が点検され一次史料が補猟されるのは当然であるが、連合軍占領期を扱うが故に、占領当局と日本政府、占領当局と中華民国駐日代表団および日本政府と駐日代表団の相互のやりとりの他、日華平和条約締結の過程での日華外交交渉や日本での国会審議にも目配りが必要であり、著者はこれをやり遂げている。

「厚さ」とは、まずはその目配りの重層性である。日本政府や駐日代表団の日本華僑の掌握・統制の試みとその成否が、日本政府にとっての占領当局との

関係や出先機関である駐日代表団にとっての中華民国政府（台湾省ないし中華民国中央政府）との関係のみならず、日本華僑の動向そのものとも関係付けられて重層的に捉えられている。日本華僑の動向については、比較的蓄積のある先行研究を踏まえる他、神戸華僑歴史博物館所蔵のコレクション、戦後華僑運動に従事した人物の回想録などの一次史料も補強され生かされている。次いで、出入国制度形成に関わる権力主体の多様性をもフォローしていることである。日本側について言えば、日本中央政府の動向のみならず、外国人登録の実務を担わされた県レベル行政担当者の困惑と応答などにも目配りされ、国会における関連法案の動向に関しては、在日朝鮮人団体や華僑団体の要請を受けた野党議員の動向もフォローされている。台湾側について言えば、駐日代表団とそれが訓令をあおぐ中央政府のレベルのみならず、中央政府行政院と台湾省政府および台湾省戒嚴当局、立法院、国民党などの多様な権力アクターの動向とその相互関係にも目配りされている。こうした広くかつ厚い歴史実証によって、前述のような著者自身が指摘するところの戦後東アジアの人の移動管理体制形成史研究の欠落を埋めることに成功していると言える。

審査委員会が評価する第三のポイントは、本論文の分析視角である。本論文第一から第五章は、それぞれの章において独自の実証的課題を持ちそれぞれの結論に至るといふ個別性を持っており、こうした場合往々にしてそれぞれ関係性の薄い個別課題の解明の羅列となりがちである。しかし、本論文は、日本華僑にとっての国境の意義という焦点を設定し、かつトーパーらの近代パスポートレジーム論を修正して「身元把握」「違法化」「遠隔操作」「相互承認」という四つの構成要素からなる「人の移動管理」という分析視角を用意した。上記の焦点は各章において堅持されており、また「人の移動管理」という分析視角は、各章における制度形成・変容をめぐる錯雑な動きに見通しをつける役割を果たしており、終章において分析している中華民国政府による「遠隔政治統制」の理解の前提をも見事に説明している。このような焦点の一貫性と分析視角の有効性により、本論文はその行論の統一性を確保している。

また、上記の分析視角の有効性は、欧米の事例のみをベースにした近代パスポートレジーム論が東アジアにおいては修正を経ずして用いることができないことを示したものであり、パスポートレジーム研究における欧米偏重を補整する意義を見出すことができるとの見解も審査委員会では表明された。

本論文は以上のようにその学術的意義を高く評価できるものであるが、問題点も見受けられる。審査委員会は、提出論文になお残る単純な記述ミスその他に、次の2点を指摘した。

第一は、本研究のさらなるインプリケーションに関する問題である。本論文は、「人の移動管理」という分析視角から、歴史実証の方法で「日台間人の移

動管理体制」というレジームの存在を論証したのであるが、では、もうひとつ大きく広い（ないしは深い）問題領域なり問題関心から見た場合、この研究成果はいかなる意義を帯びるのかという問題ないし課題が、次の段階（例えば著書として出版する際）には明確に浮上するであろう。この点に関して本論文は寡黙であり、本論文の記述からは「もうひとつ大きく広い」問題意識を明確に見出すことはできない。審査委員会では、このレベルの問題にアプローチするためには、(1)他の事例（パスポートレジーム形成における欧米以外の事例、第二次世界大戦後秩序形成の中で他郷への「残留を選んだ／余儀なくされた」その他のアジアの事例など）の検討による比較の作業、(2)「人の移動管理」の制度の権力エリート間の相互作用によって決定された側面だけでなく、決定された制度を華僑なりマイノリティの側が如何にそれを使っていくかという社会の中における制度の様態を見ていく作業、さらに(3)地域的には、本論文では必要最小限度でしか取り扱われていないイギリス植民地としての香港の存在の意義の検討、などが有力な手がかりになるであろう、との指摘がなされた。

第二は、上記のように「人の移動管理体制」に焦点を合わせるあまり、その周縁に属する部分の記述にやや慎重を欠く表現・記述が見られることである。例えば、米国の対日占領政策の「事実上の独立」路線への転換、という表現には十分な既存研究上の根拠が示されていないこと、中国の住民把握の制度に関して中国の歴史上の「戸籍」の歴史についての理解を欠いた不用意な記述が見られること、などである。

IV. 結論

しかし、以上のような不足点は、一定期間の補足的な研究で補充可能なものであるか、あるいは著者の今後の研鑽に期待すべき望蜀の望みであって、叙上の本論文の学術的意義を損なうものではない。このことから審査委員一同は、本論文が博士（政治学）の学位にふさわしいものと判定した。

審査委員

- | | | |
|----|------|-------------------------|
| 主査 | 若林正丈 | 早稲田大学大学院政治学術院教授（台湾研究） |
| 副査 | 田中孝彦 | 早稲田大学大学院政治学術院教授（国際政治史） |
| 副査 | 川島 真 | 東京大学大学院総合文化研究科教授（中国外交史） |
| 副査 | 陳 来幸 | 兵庫県立大学国際商経学部教授（華僑・華人論） |